

的には、「他の情報」に含めて考える必要はないものと考えられる。

- ② また、識別可能性の判断に当たっては、厳密には特定の個人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得る。このように、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得る。

(5) 「特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

行政機関が保有する個人に関する情報の大部分は、特定の個人を識別することができる情報であり、これを不開示情報とすることで、個人の権利利益の保護は基本的には十分確保されると考えられる。

しかしながら、中には、無記名の反省文のように、個人の人格と密接に関連する情報であって、必ずしも特定の個人を識別することができなくても、人に知られたくないと考えられるものもあり得ることから、このような情報を「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」として補充的に不開示情報とすることを規定している。

また、未公表の著作物について著作者が公表に同意しない旨の意思表示をしているものは、開示請求により開示することは、一般的には著作者の公表権等著作権を侵害することとなるため、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するものとする。

なお、前述の一般人基準においては特定の個人を識別することができるとはいえない場合で、当該情報の性質等から個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるときも該当し得ると解される。

(参考) 著作物に係る情報公開法と著作権法との調整措置について

一般的な著作権法の考え方に基づくと、行政機関等が保有する著作物を著作者に無許諾で開示する場合、未公表の著作物であれば著作者の公表権を害することとなり、写しの交付による開示であれば複製権を害することとなる。

このため、情報公開法の運用との調整を図るため、著作権法に一定の調整規定を置いている。(第18条第3項及び第4項：公表権との調整、第19条第4項：氏名表示権との調整、第42条の2：複製権等の調整)

参考答申等

① 内容全体が個人を識別することができる情報とされた例

- ・ 人権相談票及び人権侵害事件記録 (14-12)
- ・ 鑑定留置請求処理簿 (14-417)
- ・ 行政相談苦情処理票のうち、a 申出人の属性に関する記述、b 行政相談において受け付けた苦情事案の申出内容、c 申出人等の関係当事者等の氏名等個人の特定につながる表記、d 申出内容と一体不可分な記載と認められる苦情事案の処理内容等 (17-84)

② 特定の個人を識別することができることとなる表示であるとされた例

- ・ 拘置所被収容者の指印 (15-365)
- ・ 焼却施設解体工事に係る計画届の添付資料に記載された各種資格の番号 (16-18)

③ 一般に入手可能な情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる表示であるとされた例

- ・ 特定鉱害に係る処理方針図 (18-315)

注：特定鉱害の対象範囲を確認するための処理方針図に記載されている個々の家屋等について、その形状が明らかであり、一般に市販されている住宅地

図と照合することにより、当該家屋の居住者の氏名を識別することが可能とされた。

④「他の情報」との照合性がなく、特定の個人を識別することとなる情報とは認められないとされた例

・労働基準監督官採用試験 2 次試験結果に記載されている欠席者数、受験者数等 (17-530)

注：公になっている第 1 次試験の合格者名と最終合格者名を比較することにより不合格者が特定されるおそれがあるとして不開示としたが、合格者氏名の公表が限られた場所・期間での掲示のみであり、一般人が通常入手し得る情報とはいえ、照合する「他の情報」に当たらないとされたもの。

⑤一般人基準により、特定の個人を識別することとなるとは認められないとされた例

・医療事故報告に記載されている報告日、事故名、初診日、受診科名、医療行為名・原因等 (13-111)

⑥一般人基準では識別性はないが、特殊な事情により特定の個人を識別できる可能性があり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとされた例

・医療事故に係る示談書等に記載された損害賠償額等の情報 (13-7)

注：患者の治療がなお継続中であること、活発な取材活動・報道状況により多くの人が本件事故に係る患者の情報を承知していること、医療事故患者 5 名のうち損害賠償措置をとったのは 1 名のみであることなどの特殊な事情が考慮されたもの。

・医療事故関係賠償金使用実績調査の賠償金額 (13-20)

注：示談又は和解が成立した年度及び病院名が既に開示され、1 年度 1 病院当たりおよそ 1 件と事故の絶対数が少なく、特殊な事故も少なくないなどの事情が考慮されたもの。

・難民認定申請の受理・処理状況に関する情報 (13-171)

注：難民認定制度の性質にかんがみ、難民に関する情報についての個人識別性は、専ら、あるいは主として、在日関係機関等と当該国人との関係において格別に問題になるという特殊性を有しているとされ、在日関係機関等が保有し、又は入手可能な情報と照合することにより識別性があるとされたもの。

・海難審判に係る質問調書等に記載された情報 (14-90)

注：受審人等の氏名を不開示としたとしても、船名、船籍港、事故発生日など、海難を特定することができる情報は開示され、供述者の肩書きも開示されており、受審人である船長等については、事故発生時に地元新聞に実名入りで報道されている状況から、供述者が容易に特定されるとされたもの。

・大学推薦入学等の合格者選考の結果として記載された合格者の受験番号 (14-152)

注：社会人特別選抜のような少人数の受験者の状況において、一定の範囲において個人を特定できる可能性を否定できないとされたもの。

・大学の人権問題委員会議事録に記載された被害者の属性を示すアルファベット及び数字 (14-152)

注：学生が少人数の状況においては、被害者所属や学年を容易に推測することが可能であるため、限られた範囲の者には被害者である個人が特定される可能性があるとしてされたもの。

⑦情報の性質により、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとされた例

・基礎年金番号及び年金コード (15-231、232)

・具体的に特定された旅券番号の旅券発給の有無に関する情報 (16-523)

注：審査会答申においては、不開示としても「発給の有無」というそれ自体不

開示な情報を開示することとなるので、存否応答拒否が妥当である旨示されている。

- ・我が国在外公館の査察報告書のうち、在外公館長と次席館員の管理能力や館員の経歴と事務処理能力に係る記述（15-768～779）
- ・障害者任免状況通報書に記載されている障害の種類・程度の区分に関する情報（16-372）

⑧個人を識別することができることとなる部分を除けば、個人の権利利益を害するおそれはないとされた例

- ・要介護認定等に係る認定調査結果等の報告に記載された認定申請日、調査依頼日、判定日、要介護状態の程度に関する区分の別等（13-127）

2 不開示情報から除かれるもの（ただし書イ～ハ）

(1) 「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(イ)

個人を識別することができる情報であっても、既に公にされている情報等については、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしたものである。

① 「法令の規定により」公にされ、又は公にすることが予定されている情報

個別の法令において、一般に公表することや閲覧等に供することが規定されている情報をいう。

「法令の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しない。

② 「慣行として」公にされ、又は公にすることが予定されている情報

必ずしも個別の法令により公にすることが定められているものでなくても、一般に公表することが通例となっているものなどもあり、そのような情報も法令の規定によるものと同様に不開示情報から除外するものである。

「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

なお、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

「慣行として公にされ」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示決定等の時点では公にされているとは見られない場合があり得る。

「慣行として公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含む。

○ 裁判の公開との関係

公開で行われる裁判に関して、被告や関係者の氏名等が公衆の知り得る状態に置かれることがある。

裁判の公開は、裁判の公正と司法権に対する信頼を確保すること等の基本的な理念に基づき実施されているものであって、その限度において、当該裁判の被告や関係者はプライバシーが開披されるなどの一定の不利益を受けざるを得ないのである。したがって、それを超えて、個人に関する情報がいかなる場面及びい

かなる時点においても一般的に公表されるべきものであると言うことはできず、裁判で公開されていることをもって、これらの情報が「慣行として公にされている情報」とはいえない。

○ 新聞報道等との関係

歴史的、社会的に重要な事件に関し個人の氏名や行動が報道され、結果として公衆の知り得る状態に置かれる場合がある。

過去に記者発表等により公表された情報であっても、時の経過により、開示決定等の時点では公にされていると認められない場合や、その公表が特殊事情に基づく一時的な事象にとどまり、慣行によるものとは認められない場合もあり得ることから、ある情報がひとたび報道等により流通過程に置かれれば、ただちに「慣行として公にされる情報」に該当するわけではない。

参考答申等

<該当しないとされたもの>

①報道や裁判の公開等により一時的に明らかにされた事実があったとしても、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないとされた例

- ・過去に報道等により公にされた事件関係者の氏名等 (13-14)
- ・死刑確定者・被執行者の氏名等 (13-85)
- ・海難審判の受審人等の氏名 (14-90)
- ・法律案審議録に含まれる参考判決集に記載されている被告人の氏名等 (14-110)
- ・被告人として鑑定留置処分を受けたという情報 (14-417)
- ・過去に公表された懲戒処分に付された警察官の氏名 (15-3)
- ・特定個人にかかる訴訟に関して札幌高裁から送付された文書送付嘱託書の原本 (15-217)
- ・新聞報道された特定の個人に係る労働基準監督署の労災認定に係る請求書及び復命書 (16-335)
- ・特定日付に特定銀行の実名により特定新聞で報道された事件に係る不祥事件届出 (16-217、218)
- ・都道府県警察が保有する個人情報の取扱いに関する不適切事例等について作成・取得された文書にある非違行為を行った警察官の氏名等 (19-150、151)

②職務の特殊性から、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないとされた例

- ・死刑執行に関与した公務員の氏名 (13-71、85)
- ・特定金融機関の検査を行った検査官の氏名 (14-175)
- ・農業協同組合法に基づく検査に関する決裁文書、復命書等に記載された検査官の氏名 (14-266~278)
- ・税務調査を担当する公務員の氏名 (16-336)

③情報の性質等から、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないとされた例

- ・国家公務員である指導医療官個人の処分に係る資料 (14-396)
- ・懲戒処分を受けた公務員の氏名等 (14-403)

注：「懲戒処分の公表指針について（通知）」（平成15年11月10日総参-786人事院事務総長通知）においては、「個人が識別されない内容のものとする」ことを基本として公表するものとする」とされている。

<該当するとされたもの>

④職務の特殊性から、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとされた例

- ・処分を受けた柔道整復師の氏名等 (13-156)

- ・中央労災医員の氏名、当初委嘱年月日、現職、出身大学、医師免許取得年月日等 (13-129)
- ・地方じん肺診査医の氏名 (15-52)
- ・種の保存法に基づく国内希少種の捕獲等許可申請者・被許可者の氏名 (15-324)
注：もともとかなり限定された場合にのみ申請がなされ許可されるものであり、県の委託を受け空港建設に関しオオタカの保護対策等を検討するという公的な性格を持つ委員会の事務の一環として捕獲の許可を得たもので、申請者・被許可者は当該委員会の委員として県のホームページに掲載されていることなどが考慮されたもの。
- ・特定政治団体の規約及び被推薦書に記載された国会議員の氏名 (17-70、71)
注：公人たる現職（当時）の国会議員の氏名について、国民の代表である国会議員の地位、職責及びその活動の公知性の高さに照らして判断されたもの
- ・特定企業から提出された住宅金融公庫業務受託申請書に添付された「責任者職名及び公印報告書」の責任者職名（責任者氏名）欄に記入された特定企業の職・氏名 (18-独 52)
注：公庫の審査業務は公的な業務であり、さらに、当該業務を受託できるのは、地方公共団体又は住宅金融公庫法施行令に定める条件を満たす法人に限られており、また、当該業務に従事する者は、住宅金融公庫法により刑法その他の罰則の規定の適用について、公務に従事する職員とみなされており、当該責任者の職責の重要性・公益性にかんがみて判断されたもの

⑤当該情報の公にされている状況等から、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとされた例

- ・医薬品副作用・感染症症例票の年齢、医療機関所在地、職業等 (14-8)
- ・投書・請願等整理簿の発信者欄に記載されている請願提出者たる事業を営む個人の氏名等 (14-521)
注：請願者たる個人が事業を営む個人であることは、業界団体名簿等により慣行として公にされているとされた。
- ・報道機関の傍聴を認めた会議の議事録音テープに記録されている情報 (14-453～457)
- ・委託研究に係る精算報告書に記載された委員の旅費に関する情報 (15-141)
- ・昭和天皇とマッサーサー最高司令官との会見録等 (14-181)
注：当該会見が、特異な時期、特異な状況の中で、特異な形式で行われた会談であることを理由に、「慣行として公にすることが予定されている」とされたもの。
- ・朝鮮総督府高等官昇等が決定された文書等に記載された、高等官の氏名、官職、等級等の情報 (17-283)
注：官報に掲載され、現在においても国立国会図書館等で閲覧できる状況となっていることから、「慣行として公にすることが予定されている」とされたもの。
- ・土地開発公社の用地取得に関する資料に記載された取得価格・買収価格（最高裁 H17. 7. 15 判決 15（行ヒ）250）（最高裁 H17. 10. 11 判決 15（行ヒ）295、296）
注：公社に買い取られた事実は不動産登記簿に登録されて公示される性質のもので、一般人であればおおよその見当をつけることができる一定の範囲内の客観的な価格であって、個人地権者にとって私事としての性質がつかいものではなく、公開に親しまないような個人情報であるとはいえないとされた。
- ・刑務所における発信不許可処分に対する損害賠償請求事件の判決書写しにある事

件番号と上告人の犯歴に関する部分 (18-490)

注：関係者氏名等が仮名処理されるなどプライバシーに一定の配慮がされた上で、判決データが最高裁判所ホームページに登載されて一般の閲覧に供されていることが公表慣行を判断する際の要素となったもの

(2) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」(ロ)

人の生命、健康その他の基本的な権利利益を保護することは、行政機関の基本的な責務である。

不開示情報該当性の判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人に関する情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回る場合には、当該個人に関する情報を開示する必要性と正当性が認められることから、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的開示の規定（第7条）により図られる。

参考答申等

① 該当するとされた例

・医薬品副作用・感染症症例票に記載された「年齢」、「医療機関の所在地」、「主な既往歴、患者の体質等」及び「副作用・感染症の発現状況、症例及び処置等の経過」(14-5)

② 該当しないとされた例

・医薬品副作用・感染症症例票に記載された「当該医薬品の成分に関するアンケート」及び「臨床検査所見及び担当医の見解」(14-8)
・鉦害認定科学調査報告書の地域説明図 (14-167)
・新築工事に係る建物等の損害等調査書に記載されている建物等の調査番号、調査者の氏名、建物の所有者・占有者の氏名、配置図等 (15-67)
・労使紛争の解決援助制度に係る起案文書等 (15-139)

(3) 「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」(ハ)

行政文書には、公務遂行の主体である公務員や独立行政法人等の役職員の職務活動の過程又は結果が記録されているものが多いが、政府の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点からは、これらの情報を公にする意義は大きい。一方で、公務員についても、個人としての権利利益は、十分に保護する必要がある。

この両者の要請の調和を図る観点から、どのような地位、立場にある者（「職」）がどのように職務を遂行しているか（「職務遂行の内容」）については、たとえ、特定の公務員等が識別される結果となとしても、個人に関する情報としては不開示とはしないこととする趣旨である。

① 「当該個人が公務員等である場合において」

「特定の個人を識別することができるもの」の当該「特定の個人」が「公務員等」